

建設業における化学物質管理者講習 開催案内

令和4年労働安全衛生規則(安衛則)等の一部改正により、安衛則第12条の5に基づきリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任することが義務付けられました。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場において選任する化学物質管理者は、令和4年9月7日付け基発0907第1号(改正：令和5年7月14日付け基発0714第8号通達(以下「講習通達」という。))において、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者の中から選任することが望ましいとされています。標記講習は、建設事業者が化学物質管理者を選任する際に、その要件として講習通達が推奨している化学物質管理者講習に準ずる講習であり、建設事業場の担当者に化学物質管理者としての知識を習得してもらうことを目的に実施します。

1. 受講対象者

化学物質を取り扱う建設業の※事業場における安衛則第12条の5に規定する化学物質管理者又は選任予定の者

※ 化学物質を取り扱う建設業の事業場には、セメント、生コン等の化学物質を含有する材料を協力業者に譲渡、提供する事業場も含まれる。

2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
浜田	9月18日(木)	浜田市原井町908-28 (浜田建設会館)	60名	9月3日 (水)
出雲	9月29日(月)	出雲市塩冶善行町2-2 (出雲建設会館)	60名	9月11日 (木)
松江	10月29日(水)	松江市北陵町1 (テクノアークしまね 大会議室)	60名	10月15日 (水)

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

3. 講習科目及び時間割

《学科》 受講者の方の受付は8：20からとなります。

- ・関係法令 (1時間)
 - ・化学物質の危険性及び有害性並びに表示等 (1時間30分)
 - ・化学物質の危険性又は有害性等の調査 (演習含む) (2時間)
 - ・化学物質の危険性又は有毒性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等 (演習含む) (2時間)
 - ・化学物質を原因とする災害発生時の対応 (30分)
- (学科1日 8：50～17：05)

4. 受講料(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 (1日間)	学科7時間	5,500円 ※	11,000円

※建災防島根県支部会員は、講習料の一部(3,300円)と教材費部分(2,200円)を免除しております。

5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②受講料 (下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。)

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572
建設業労働災害防止協会島根県支部

- ③氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望がある場合
(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)

- ・旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等

- ・通称の場合

住民票又はそれに類する証明書

6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル(受講日変更や受講者変更を含む)については、申込締切日までは受付いたします。
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

7. その他

- ・修了者には、当日修了証を交付します。
- ・申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。
(当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。)
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004